

北海道教育委員会
教育長 佐藤 嘉大 様

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会
北海道労働組合総連合
新日本婦人の会北海道本部
北海道高等学校教職員組合連合会
全北海道教職員組合

新型コロナウイルス感染症対策にかかわる学校における教育活動の再開等に関する緊急要請書

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、貴職がはらわれている日頃の努力に心より敬意を表します。また、この間の新型コロナウイルスへの対応等にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、長期間にわたる「一律休校要請」により、全道各地の学校や家庭で大きな混乱が生じました。新型コロナウイルス感染症対策にともない生じる課題について学校現場がすみやかに対応できるよう、全道一斉の臨時休校を要請した道教委の責任で、必要な財政支援等の緊急措置をとることが重要です。

新学期開始の時期が迫るなか、保護者の収入激減が、教育費や学費の納入時期と重なり、児童生徒の教育を受ける権利や育つ環境を保障することが急がれます。安倍首相は、4月に追加の緊急経済対策をとりまとめる検討に入ったといいますが、どんな事態であっても憲法26条や子どもの権利条約にある教育を受ける権利が奪われることのないよう、緊急の経済的な手立てが必要です。

3月27日付「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について（通知）」において、新学期を迎える学校の再開に向けて方針が示されました。休校が長期間に及んだ中、学校の再開はだれもが待ち望んでいるものですが、全国的に新型コロナウイルス感染が拡大する状況で、何よりも児童生徒のいのちと健康を守ることを第一に慎重な対応が求められています。しかし、道教委の通知には、必要な人的・財政的支援が示されず、十分な情報も伝えられないまま、各学校に対応が丸投げされていることは、児童生徒のいのちと健康を守る観点から重大な問題があります。

3月24日付の文科省の通知には「通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に、一斉臨時休業を踏まえたきめ細かな対応が求められるため、教職員の負担は例年と比べても大きくなることから」「教職員の業務の適正化等に十分御留意ください」とされているにもかかわらず、道教委の通知には「教職員の業務の適正化等」について一切触れられていません。必要な人的・財政的支援が示されない中で、現場の努力のみで対応しきれない事態が生じた場合の最大の被害者は児童生徒です。全道一斉の臨時休校を要請した道教委の責任において、児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、人的・財政的支援を含めた、全庁上げての対策を求めます。

以上の観点から、学校再開にあたって、下記の点を緊急に要請します。

記

1. 学校を再開するにあたっては、道教委として必要な財政措置を緊急に行い、すべての児童生徒のいのちと健康・安全を確保するための必要な条件整備を行うこと。
 - ①教室内での過密な状況を解消して感染リスクを下げるため、緊急に必要な教職員を増員配置し、教室内での少人数指導が可能となるよう条件整備を行うこと。
 - ②児童生徒のいのちと健康・安全を確保するための必要な対応がとれる体制を整えるため、教職員の加配、学習支援員やスクール・サポート・スタッフの配置などの条件整備を行うこと。
 - ③児童生徒に保健室での対応が可能なるよう、人的財政的支援を緊急に行うこと。
 - ④心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを大幅に増員すること。
 - ⑤すべての児童生徒が利用可能な消毒液、非接触式体温測定機器等を緊急に確保すること。
 - ⑥必要とするすべての児童生徒と教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - ⑦スクールバスについて、「可能な限り座席を離すなど、スペースを十分確保」するため、バスを増車す

- ること。
- ⑧寄宿舎生活の感染症対策として、自宅からの通学とした場合、交通費の補助や、特別支援教育の就学奨励費の上限を無くすなどの措置を行うこと。
 - ⑨少なくとも、すべての児童生徒のいのちと健康・安全を確保するための必要な条件整備が整うまでの間は、短時間登校にするなどして、その間に必要な対策を講じること。
2. 新型コロナウイルス感染拡大にともない収入が激変した世帯の子どもたちの教育を受ける権利を保障すること。
- ①新型コロナ感染対策により、収入が激減している世帯に対して、就学援助等の必要な援助を行うとともに制度や申請方法などを周知徹底すること。
 - ②準要保護世帯の所得基準を引き上げ、収入が激変した世帯が教育費負担で困窮することがないようにすること。
 - ③新型コロナウイルスの流行はすでに経済状況を大きく悪化させているため、就学援助を年度途中で申請しても、遡って支給する手立てをとること。
 - ④学校給食がなくなり、昼食費の負担が重くなっている就学援助世帯に対し、昼食費用を負担すること。
 - ⑤高等学校等、高等教育に対しても家計急変により収入が激変した世帯に対して「高等学校等家計急変支援金」の制度が活用されるよう周知徹底すること。
3. 2020年度の教育課程の編成において、休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はないとする文科省の通知をふまえ、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。
- ①一律休校によって学習できなかった内容の指導については、機械的に授業時数を確保することで対応するのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
 - ②子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度や運動や休養、睡眠等を保障するため、子どもたちの負担が過重とならないように配慮すること。
 - ③補充のための授業等の資料の使用を各学校へ押しつけないこと。
 - ④児童生徒のケアなどの対応を優先するため、「全国学力・学習状況調査」について文科省に中止を要望するとともに、道教委として不参加の判断をすること。
 - ⑤コロナウイルス感染のための休校や短時間登校などの対応が生じた場合、教育課程の弾力的な運用を認め、機械的に授業時数の確保を押しつけないこと。
4. 通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に、一斉臨時休業を踏まえたきめ細かな対応が求められるため、教職員の負担は例年と比べても大きくなることから、教職員の負担が過重とならないよう必要な条件整備を行うこと。
- ①業務量に見合った教職員の加配など、抜本的な負担軽減の措置を行うこと。とりわけ小学校では新指導要領実施に伴い学級担任の負担が大きくなることから、特段の措置を講じること。
 - ②スクールバスの乗車指導など、新型コロナウイルス感染症対策に係る時間外の業務については、割り振り変更等、勤務の適正な割り振りを行うこと。
5. 部活動の再開にあたっては、児童生徒のいのちと健康・安全の確保、学習保障、また、教職員が感染防止対策に集中できるような観点からも、大会の開催延期も含め、慎重に判断するよう周知徹底すること。
6. 新たに始まる出退勤管理システムは、新型コロナウイルスの感染拡大対策を優先し、運用を凍結すること。また、「1年単位の変形労働の時間制」の導入議論にかかわり、職員から意見を聞くなど、制度の議論は、感染終息まで行わないこと。

以上